



【敬老入浴事業】
年間利用回数が増えました
としま・おたっしゃカードの年間利用回数が、30回から40回になりました。また、「豊川浴泉(文京区目白台1-13-1)」でもカードを利用して100円で入浴できるようになりました。
団高齢者事業グループ ☎03-4566-2432

としま

令和6年6月から休日窓口の開庁日が変わります

窓口	業務内容	開庁日の変更	問い合わせ先
3階 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 住民票、戸籍に関する証明の発行 引っ越し、印鑑登録、マイナンバーカードなどに関する業務 戸籍の届出 	毎週土・日曜日 ↓ 毎週土曜日	証明グループ ☎03-3981-4766 住民記録グループ ☎03-3981-4782 戸籍グループ ☎03-3981-4737
4階 福祉総合フロア 4階 子育てインフォメーション 4階 区民相談コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部土日窓口業務について(福祉総務課・介護保険課・障害福祉課) 子育ての各種窓口や手続きの案内・相談など 一般相談 	毎週土・日曜日 ↓ 第2・4土曜日	福祉総務課 ☎03-4566-2421 障害福祉課 ☎03-3981-2141 介護保険課 ☎03-3981-1942 子育て支援課 ☎03-4566-2478 区民相談課 ☎03-3981-4164
3階 税務課	納税相談、税証明の発行	第2日曜日 ↓ 第2土曜日	税務課 ☎03-4566-2362
3階 国民健康保険課	給付を除く全般		国民健康保険課 ☎03-4566-2377

◆窓口受付時間は変更ありません(午前9時～午後5時)。業務内容によって受付時間が異なりますので、ホームページを確認してください。
◆年4回(5・8・11・2月の第3土曜日)は、システムメンテナンスのため閉庁、そのほか祝日、年末年始も閉庁します。

利用者用電子証明がついたマイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアで住民票・印鑑証明・税証明などが取得できます。



来庁せずにできる手続き一覧はこちら▶



5月1日発行号から1日号の情報版と特集版が1つになります

これまで特集版と情報版をそれぞれ1紙ずつ発行していましたが、5月からは特集版と情報版をまとめ、1日号は1紙のみ発行します。11・21日号は引き続き情報版のみを発行します。
☎広報グループ ☎03-4566-2532

情報版



特集版



パブリックコメント

【結果の公表】

各案の改定にあたり、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きしました。

第6期豊島区地域保健福祉計画(素案)

いただいたご意見および区の考え方は4月30日まで、福祉総務課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

☎計画グループ ☎03-4566-2422

豊島区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

いただいたご意見および区の考え方は4月30日まで、障害福祉課、心身障害者福祉センター、駒込生活実習所・福祉作業所、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

☎管理・政策推進グループ ☎03-3981-1766

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

全文といただいたご意見および区の考え方は4月30日まで、介護保険課、高齢者総合相談センター、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

☎介護保険課管理グループ ☎03-3981-1942

としまファミリー住戸附置指導要綱(案)

全文といただいたご意見および区の考え方は5月31日まで、建築課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

☎紛争調整グループ ☎03-3981-1391

令和6年度豊島区食品衛生監視指導計画

全文といただいたご意見および区の考え方は令和7年3月31日まで、生活衛生課、行政情報コーナー、区ホームページで閲覧できます。

☎食品衛生グループ ☎03-3987-4177

税・国保・年金

令和6年度の国民年金保険料について

令和6年4月からの国民年金保険料は月額16,980円です。4月上旬に日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済で納めてください。納付書が届かない場合は池袋年金事務所にお問い合わせください。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、年金自体を受け取れなくなる場合もありますので、必ず納付期限内に納めま

よう。
☎池袋年金事務所 ☎03-3988-6011

会社などを退職したときは国民年金加入手続きをしてください

国内に居住している20歳以上60歳未満の方で、会社などを退職し、厚生年金の資格を喪失したとき、または国民年金第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたときは、原則として資格喪失日(退職日の翌日)から14日以内に国民年金の加入手続きをしてください。

◇必要書類…本人確認書類、退職日または資格喪失日がわかる書類、年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書)。

☎国民年金グループ ☎03-3981-1954、池袋年金事務所 ☎03-3988-6011

監査委員(識見を有する者)が決まりました

区議会の同意を得て、小沼博靖氏が、4月1日付で選任されました。

【経歴】…平成2年東京都入庁。平成23年4月環境局環境政策部総務課長、平成31年4月政策企画局総務部長、令和5年4月監査事務局長。

